

第5章

| 計画の推進にあたって



計画実現に向けた関係者の役割・推進体制

▶ 基本目標の実現に向けて

本計画で示す「基本目標」を実現するためには、農業者、県民、農業関係団体、市町村などが、それぞれに期待される役割を理解した上で、連携・協働しながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組を行うことが重要です。

農業者

農業者には、農業を取り巻く環境が大きく変化する転換期において、市場の動向や多様化する消費者ニーズを的確に捉え、自らの創意工夫によって未来を切り拓く意欲的な取組が期待されます。

また、自らが、食料生産や農村の維持など、地域の暮らしや経済を支える重要な役割を果たしていることにやりがいと誇りを持ち、次代につながる持続可能な農業・農村の在り方を模索していく姿勢が期待されます。

農業関係団体

農業協同組合

農業協同組合には、時代の変化に柔軟かつ適切に対応し、営農指導をはじめとするサービスや経済事業等へのニーズや地域の実情を把握した上で、農業者の所得向上や農業生産の拡大など、農業者の経営の安定に貢献することが期待されます。

また、県や市町村、関係機関、各種団体等と連携しながら、担い手の育成や、農村の活性化等に中心的な役割を果たすことが期待されます。

農業委員会

農業委員会は、農地の権利移動や農地転用の許認可、遊休農地の解消等、農地制度の適切な運営だけでなく、新規参入の促進や法人の育成、農地集積を通じた経営合理化の支援等、地域農業の維持・発展に重要な役割を担っています。

今後も、農地利用の最適化に向けて関係機関と連携を強化し、その役割を十分に果たしていくことが期待されます。

農業公社

農業公社は、農地中間管理機構として貸借等による農地の集積・集約化を推進するとともに、就農相談や啓発等の就農促進活動の実施、後継者の定着や農業青年の活動への助成、農業者への各種情報提供等の事業を行っています。

今後も、関係機関と連携して、公益事業の成果拡大により、本県の農業振興に寄与することが期待されます。

農業共済組合

豊かな自然の恵みを楽しむ農業は、常に自然の脅威と隣り合わせであり、農業経営の安定を支える農業災害補償制度は、農業の持続的な発展に重要な役割を担っています。

農業共済組合には、農業災害補償制度の運営団体として、本制度のセーフティネットとしての機能が将来にわたり発揮されるよう、制度への理解啓発と加入促進に努めるとともに、合理的・効率的な制度運営や事業運営基盤の強化を図ることで、農業経営の安定に寄与することが期待されます。

土地改良区

土地改良区は、農地や農業用水、水利施設などの土地改良施設の管理・整備や水利用・土地利用の調整を担う機関として、農業・農村の振興に大きな役割を果たしています。

今後も、組織運営基盤の一層の強化を図り、適正な運営体制のもとで地域社会の発展のために様々な農業振興活動に積極的に取り組むことが期待されます。

消費者

農業・農村は、健全で豊かな食生活を支えるとともに、県土の保全、美しい景観の形成、生活や憩いの場の提供など、多様な機能を有しています。

農業・農村の有する多面的機能を将来にわたり発揮していくため、農業者との交流活動や食育・地産地消運動等への参加を通じて、「食」と「農」についての知識や理解を深めていくことが求められるとともに、地域資源の保全活動への積極的な参画と協働により、地域コミュニティを共に支える役割が期待されます。

市町村

市町村は、農業者に最も身近な行政機関であり、少子高齢化や人口減少が進む中、農業の振興、農村の活性化に果たす役割はますます大きくなっています。

本計画の推進に当たっては、農業者や地域住民等と地域の目指す姿を共有し、地域の実情に応じたきめ細かい施策を展開するなど、活力と魅力のある地域づくりに向けて、主体的に取り組むことが期待されます。

県

県は、本県農業を取り巻く環境・情勢の変化への的確な対応を図りつつ、本県の実情に即した中長期的展望に基づく農政の基本指針を示し、農業者、農業関係団体、市町村等と連携・協働を図りながら、総合的な施策を推進する役割を担っています。

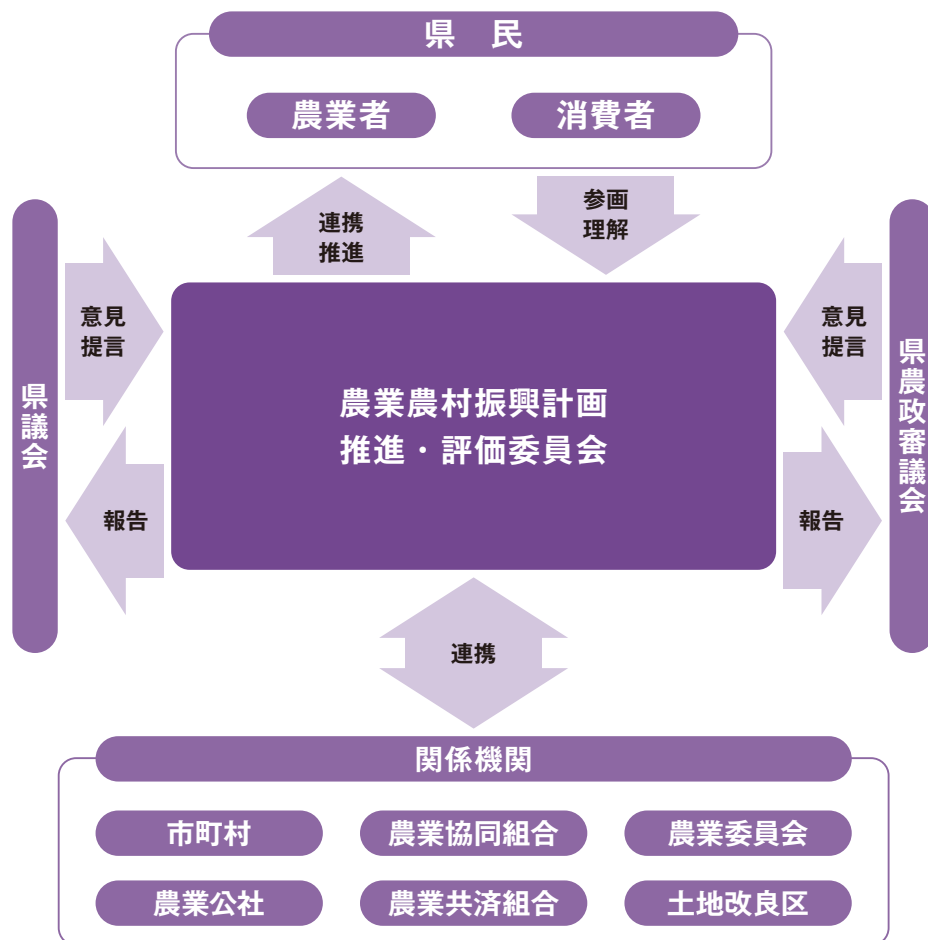
農と食に関わるすべての方の相互理解のもと、本県の農業・農村のもつ可能性を最大限に引き出し、また、持続的に発揮されることで、県民の誰もが農業・農村の魅力と豊かさを将来にわたり享受できるよう、「ともに創る！自然と経済の調和のもとに成長する農業・農村」の実現に向けて各種施策を推進します。

▶ 各種施策の適切な実施に向けて

計画の推進にあたっては、施策が適切に実施されるよう、計画全体のマネジメントを行う「推進・評価委員会」を設置し、進捗状況の定期的な確認・検証を行います。

また、県農政審議会をはじめ、県議会、県民に対して進行状況の報告・公表を行い、今後の計画推進や事業の施策立案に役立てます。

- (1) 「基本理念」に基づき、計画期間内での「基本目標」の達成に向けて、本県の農業・農村振興のための総合的・包括的な内容とした「基本施策」や「地域プロジェクト」をより効果的・効率的に推進します。
- (2) 計画推進にあたっては、目指す姿として具体的な目標を設定し、その達成に向けてPDCAサイクルの実施により進行管理を行います。
- (3) 計画内容を着実に推進するため、年度ごとに進行管理（年度別計画）を行います。その際、農業・農村を巡る情勢の変化などにより施策内容や目標が現実と大きく乖離した場合には、必要な見直しを行い、適切な計画とします。
- (4) 本計画の実施にあたっては、計画と予算との連動性を強化します。



| 參考資料

用語解説

五十音順

用語	解説
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間の“考える・学ぶ・判断する”などの知的な働きをコンピュータで実現しようとする技術・仕組みの総称。
EC	Electronic Commerce（電子商取引）の略。インターネットを通じたモノやサービスの売買。
GLOBALG.A.P.	欧州発のGAP認証で、世界130か国以上に普及し、事実上の国際標準となっている。欧米を中心に大手小売の調達基準として採用されているほか、輸出にあたって必須条件となるケースも多い。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関連する技術の総称。
IoT	Internet of Things（モノのインターネット）の略。あらゆる“モノ”に通信機能をもたせ、インターネットにつなげてデータを収集・共有し、自動制御や遠隔操作を可能にする仕組み。
J-クレジット	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量を、「クレジット」として国が認証する制度。企業等へのクレジットの売却による収益化や、地球温暖化対策への積極的な取組としてPR効果が期待されている。
JGAP	Japan Good Agricultural Practice（日本のよい農業の取組）の略。GAPのひとつで、日本GAP協会により、日本の法律や生産環境、社会環境を考慮し、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉の視点から適切な農場管理の基準が定められている。
WCS	Whole Crop Silageの略。作物全体（穂・茎葉）まで一体で収穫し、そのまま発酵させて作る粗飼料。
アフリカ豚熱	アフリカ豚熱ウイルスが豚やイノシシに感染して発生する、致死率が非常に高い家畜伝染病。
エシカル志向	人・社会・地域・環境にとって、よりよい（倫理的な、道徳的な）選択をしようとする考え方。
オーガニックビレッジ	有機農業の拡大に向けて、ほ場の団地化などの生産から、学校給食での利用など消費まで一貫した取組を、農業者、事業者、地域内外の住民などの関係者が参画の下、地域ぐるみで進める市町村のこと。
家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。
家畜共済制度	家畜（乳牛の雌等、肉用牛等、一般馬、種豚、肉豚、種雄牛）が死亡したり、ケガや病気で診療を受けたり、廃用になったときに共済金が支払われる制度。
緩衝帯整備	農地や集落、市街地への野生鳥獣の出没を抑制するため、樹木等の刈払いにより、野生鳥獣の生息域と人里との間に野生鳥獣が身を隠すことのできない見通しのよいエリア（緩衝帯）を設けること。
基幹的農業従事者	個人経営体の15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。
機能性表示食品	消費者庁への届け出により、事業者の責任において、科学的根拠に基づき特定の保健の目的が期待できる旨を表示された食品。
牛群検定	酪農家が飼養する乳牛について、乳量・乳成分・体細胞数・繁殖情報・飼料給与状況などを毎月測定し、記録・分析する仕組み。得られたデータをもとに「検定成績表」が作成され、酪農家において飼料管理・繁殖管理・乳質改善・遺伝的改良などに活用される。
共進会	家畜の体型や能力を比較・評価して、優劣を競う催し。家畜の能力向上や飼養農家の飼養管理技術の向上を目的に、地域単位から全国規模まで幅広く開催される。
グリーン・ツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。
グリーンベルト	ほ場の周囲や道路際に緑肥等の植物を帯状に植栽して、大雨等による表土流亡を防ぐ方法。
群馬県特別栽培農産物認証制度	本県の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用成分回数と化学肥料（窒素成分量）を5割以下に削減して栽培された農産物を、県が認証する制度。

用語	解説
群馬県農畜産物等輸出促進戦略	輸出を県産農畜産物等の販路拡大に繋がる重要な手段と捉え、輸出拡大に向けた取組を効果的に進めることで、県産農畜産物等の認知度向上、輸出品目・量・金額の拡大、ひいては農業者の所得向上につなげることを目的に策定した、本県の輸出関連施策の推進に係る戦略。
県動画・放送スタジオ「tsulunos (ツルノス)」	本県の魅力や県政について広く情報発信するために、群馬県庁32階に設置された動画・放送スタジオ。
高収益作物	野菜、花き・花木及び果樹など、主食用米と比べて面積あたりの収益性が高い作物。
耕畜連携	米や野菜を生産する耕種農家に畜産農家から堆肥を供給したり、転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種農家と畜産農家の間で連携を図ること。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
コントラクター組織	農業機械や労働力を有し、農業者から農作業を請け負う専門組織（農作業受託組織）。
再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地熱など、地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーのこと。
循環経済（サーキュラーエコノミー）	資源投入量・消費量を抑えつつ、資源・製品の価値の最大化を図り、廃棄物の発生抑止等につなげる経済活動全体の在り方のこと。
ジビエ	ニホンジカ等の捕獲された野生鳥獣を食肉利用すること。地域の食材として消費する「地産地消」や地域特産品としての活用が期待される。
収入保険	青色申告を行う農業者を対象に、農産物の販売収入全体を補償する制度。自然災害や価格下落など不可抗力による収入減少を幅広く補填し、農業経営の安定を図る。
集落営農	集落など、まとまりのある一定の地域を単位として、複数の農業者が、農業生産過程の一部又は全部について共同で取り組むことで効率的な農業を実現する取組。
集落機能	農業生産活動や農地管理、農道や水路の保安全管理などの共同活動、冠婚葬祭、防災活動、高齢者支援といった生活扶助など、地域の営農や暮らしを支える仕組みの総称。
飼養衛生管理基準	家畜伝染病の発生予防とまん延防止のために、家畜の所有者が必ず守るべき衛生管理方法を定めた基準。「家畜伝染病予防法」に基づき、農林水産大臣が制定する。
常雇い雇用者	あらかじめ、年間7か月以上の契約で主に農業経営のために雇用した者。農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇ったもの。外国人技能実習生を含む。
食品リサイクル	食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制を行うとともに飼料や肥料等の原材料として再生利用すること。
飼料自給率	家畜に与える飼料のうち、国内で生産されたものが占める割合。
水田の汎用化	水田において畑作物を栽培できるよう、排水路や暗渠を整備して水はけを良くすること。
スタートアップ	新しいアイデアや技術をもとに、短期間で大きく成長することを目指す新しい企業。従来の事業よりも、革新的なサービスや仕組みを生み出すことを重視することが特徴。
スマート農業技術	ロボット技術や情報通信技術を活用することで、作業の自動化や情報共有の簡易化、データ活用による高度な農業経営等を可能にする農業技術。
総合防除（IPM）	IPMはIntegrated Pest Management（総合的有害生物管理）の略。生物的・物理的・化学的手法を組み合わせ、農業に過度に依存せずに病虫害や雑草を経済的かつ環境に配慮して管理する防除体系。
ため池サポートセンターぐんま	県内の防災重点農業用ため池の適正な保安全管理を支援するために令和4年度に設置された専門窓口。ため池管理者からの相談対応、現地パトロール、技術研修などを実施し、ため池の適正管理と防災力向上を支援する。
団体経営体	個人経営体以外の、組織や法人によって農業を行う経営体。

用語	解説
地域計画	「農業経営基盤強化促進法」の改正（令和5年4月施行）により策定が法定化された、地域の農業の将来の在り方を示す計画。農業を担う者ごとに利用する農地等を定め、これを地図上に表示した「目標地図」を備えた、10年後の地域農業の設計図。地域農業経営基盤強化促進計画の略称。
畜産クラスター	畜産農家をはじめとする地域の畜産関係事業者が連携し、地域ぐるみで畜産の収益性向上を図る体制。
地政学的リスク	特定の地域の政治的・軍事的・社会的な緊張の高まりが、周辺地域や世界の経済の先行きを不透明にするリスク。
トウキ	セリ科シシウド属の多年草で、生薬「当帰（とうき）」の原料となる薬用作物。主に根部を薬用とし、強壮や婦人科系疾患の改善を目的とする多くの漢方薬で基礎生薬として利用される。
特定家畜伝染病	「家畜伝染病予防法」に基づき、特に総合的に発生の予防とまん延防止のための措置が必要と定められた家畜伝染病。国が、予防・まん延防止の方針をまとめた防疫指針を作成し、都道府県等と連携して対策を行う。
二期作	同一ほ場で、1年のうちに同じ作物を2回栽培・収穫する農法。
二毛作	同一ほ場で、1年のうちに異なる2種類の作物を続けて栽培する農法。
認定新規就農者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、その目標を目指して策定した「青年等就農計画」の認定を受けた者。経営開始資金等の支援措置の対象となる。
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、その目標を目指して策定した「農業経営改善計画」の認定を受けた者。制度資金の低利融資等の支援措置の対象となる。
農業共済制度	「農業保険法」に基づき、自然災害や病虫害などによる損失を補填し、農業経営の安定を図る公的保険制度。農業者の掛金と国の補助により運営され、農作物・家畜・施設などを広く対象とする。
農業経営士	優れた農業経営と農業生活の実践者で、農業振興や農業後継者の育成に熱意をもつ地域リーダーとして、市町村長が推薦し、群馬県知事が認定した者。
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行う者で、生産又は作業に係る面積や家畜頭羽数が次のいずれかに該当する事業を行う者。 (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の基準以上の農業 ① 露地野菜作付面積15a ② 施設野菜栽培面積350㎡ ③ 果樹栽培面積10a ④ 露地花き栽培面積10a ⑤ 施設花き栽培面積250㎡ ⑥ 搾乳牛飼養頭数1頭 ⑦ 肥育牛飼養頭数1頭 ⑧ 豚飼養頭数15頭 ⑨ 採卵鶏飼養羽数150羽 ⑩ プロイラー年間出荷羽数1,000羽 ⑪ その他 調査期日前1年間における農産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模 (3) 農作業の受託の事業
農業支援サービス事業体	農業者に対して、農業現場における作業受託やスマート農業技術の有効活用による生産性向上支援等のサービスを提供することで対価を得る事業体。
農業生産工程管理（GAP）	GAPはGood Agricultural Practice（よい農業の取組）の略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動における各工程の実施・記録・点検・評価を行うことによる持続的な改善活動。
農村型地域運営組織（農村RMO）	複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

用語	解説
農地中間管理機構	「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県ごとに設置され、「地域計画」に沿って、所有者不明農地、遊休農地も含め、所有者等から借受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を進めることを目的とした組織。都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織される法人。
農泊	農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行。
農福連携	農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現していく取組。
農薬管理指導士	県が実施する農薬に関する専門的な研修と認定試験等を経て、知事の認定を受け、自らが農薬の適正な販売・管理・使用等に努めるとともに、農薬使用者への指導を行う者。農薬販売業者、防除業者やゴルフ場管理等の農薬使用者、農薬の使用に関して指導的な立場にある者等を対象とする。
農薬適正使用推進員	県が実施する農薬に関する研修と認定試験を経て、知事の認定を受け、自らが農薬の適正使用等を実践するとともに、他の農薬使用者に対し農薬適正使用に関する助言や情報提供を行う者。農業者及び農業従事者を対象とする。
パブリシティ活動	情報を新聞、テレビ、Webメディアなどの報道機関へ提供し、ニュースや記事として客観的に取り上げてもらう広報活動。
表土流亡	大雨等により土壌がほ場の外に流れ出てしまうこと。肥沃な表土が流亡したほ場では、作物の生育不良などにより生産性低下のおそれがある。
ファームトレーニング事業	本県での就農を希望し、就農希望地の市町村で十分な就農相談を行った研修者に対して、研修者を受け入れる農業者等（農業経営士等、農業事務所が選定した者に限る）のもとでの研修機会を提供する就農支援制度。
歩留基準値	牛枝肉からどれだけ可食部が得られるかを予測するための数値。
みどり認定（ぐんまエコファーマー認定）制度	正式名称は、群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定制度。本県と県内35市町村と共同で策定した「群馬県みどりの食料システム基本計画」に定める取組に則して、農林漁業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を県が認定するもの。本県においては、みどり認定を受けた農業者を「ぐんまエコファーマー」と称している。認定を受けた「環境負荷低減事業活動実施計画」等に基づく取組は、設備投資の際の税制優遇、国庫補助金の採択での優遇等の支援措置の対象となる。
有機JAS制度	日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づき、有機食品のJASに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・認証する制度。認証された事業者のみが「有機JASマーク」を使用することができる。
遊休農地	耕作の目的に供されず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。または、農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用に比べて著しく劣っていると認められる農地。
ライフサイクルコスト	施設の建設に要する経費、供用期間中の維持修繕費及び廃棄にかかる経費に至るまでのすべての経費の総額。
緑肥	栽培している作物を収穫せずにそのまま田畑にすき込み、次に栽培する作物の肥料にすること、またはそのために栽培する作物のこと。 以下のような効果が期待されている（農研機構「緑肥利用マニュアル-土づくりと減肥を指して-」より引用）。 1. 有機物の生産・補給は、土づくりに役立つ 2. 緑肥への養分の蓄積・補給が減肥に役立つとともに、有機物補給による有用生物の活性化も減肥に役立つ 3. 有害生物の制御効果も期待できる
6次産業化	農林漁業者（1次）が、加工（2次）や流通・販売（3次）まで一体的に手掛けることで、農林水産物の付加価値を高め、所得向上と地域雇用を創出する取組。

群馬県農政審議会委員名簿・策定経過

▶ 群馬県農政審議会委員名簿

令和8年3月時点 五十音順 敬称略

氏名	職業・役職
阿部 純子	農業（りんご）、あっちゃんりんご園、群馬県農村生活アドバイザー
阿部 賢一	みなかみ町長
今井 隆	（一社）群馬県農業会議会長
柏崎 祐子	農業（野菜、米）、かしいち農園、農林水産省「農業女子PJ」メンバー
草苺 仁	高崎健康福祉大学農学部教授
熊川 栄	群馬県土地改良事業団体連合会会長理事、嬭恋村長
齋藤 ゆかり	農業（鶏卵・野菜・米）、（有）後閑養鶏園取締役、群馬県農村生活アドバイザー
田村 一秀	農業（干しいも）、（株）田村農園代表取締役社長、群馬県農業経営士
土屋 和巳	食品製造業（こんにゃく）、（有）ツトム食品専務取締役
西嶋 友理	JA前橋支所女性部部长
長谷川 美由紀	農林業（しいたけ、野菜、米）、群馬県農村生活アドバイザー
林 康夫	群馬県農業協同組合中央会・各連合会会長
平形 佐和美	農業（野菜）、Kimidori Farm&Kitchen、農林水産省「農業女子PJ」メンバー
船津 達也	元全国農業協同組合連合会群馬県本部職員
星野 美樹	農業（野菜）、（有）農園星ノ環取締役、農林水産省「農業女子PJ」メンバー

▶ 策定経過

年	月日	取組経過
令和7年	2月12日	群馬県農業農村振興計画推進・評価委員会幹事会（以下、幹事会）
	2月14日	群馬県農政審議会（策定について）
	3月24日	群馬県農業農村振興計画推進・評価委員会（以下、委員会）（書面開催）
	4月23日	幹事会
	5月27日	幹事会
	6月6日	県議会環境農林常任委員会（策定について）
	6月16日	幹事会
	7月17日	群馬県農政審議会（施策の方向性について）
	8月19日	幹事会
	9月26日	幹事会
	10月2日	県議会環境農林常任委員会（概要について）
	10月8日	委員会
	10月28日	幹事会
	11月5日	群馬県農政審議会（素案について）
	12月5日	県議会環境農林常任委員会（素案について）
令和8年	12月19日 ～1月19日	パブリックコメント
	2月6日	群馬県農政審議会（原案について）
	3月11日	県議会環境農林常任委員会（原案について）

ともに創る！自然と経済の調和のもとに成長する農業・農村

群馬県農業農村振興計画2030

[基本計画]

令和8年3月策定

群馬県農政部農政課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL. (027) 223-1111 (代表)
URL. <https://www.pref.gunma.jp>

